

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

問 ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

被保険者証更新のお知らせ

後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合

(条件)

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者



3割

上記条件に該当しない世帯の被保険者

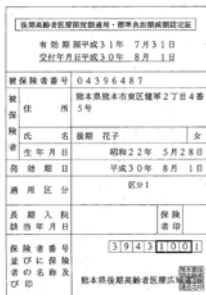


1割

新しい保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄があります。
臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。

後期高齢者医療被保険者が現在お持ちの保険証(オレンジ色)の有効期限は、7月31日(金)までです。
8月1日(土)からは7月中旬に簡易書留で郵送する新しい保険証(水色)をお使いください。
新しい保険証(水色)に記載してある一部負担金の割合は、令和2年度の住民税の課税所得をもとに判定しています。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証更新のお知らせ



「限度額適用・標準負担額減額認定証(オレンジ色)」「限度額適用認定証(桃色)」も7月31日(金)で有効期限が切れます。
8月1日(土)からは、7月中旬に郵送される新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証(水色)」「限度額適用認定証(桃色)」をお使いください。
下表の所得区分で、区分Ⅰ・Ⅱの人と現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人で「限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)」「限度額適用認定証(限度証)」をお持ちでない人は、外来および入院で受診する際に必要です。保険証・印かん・マイナンバーカード(通知カード)を持って、ほけん課および各支所で申請してください。

入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

負担割合	所得区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	入院時の食事代 (1食当たり)	「減額証」「限度証」 発行の有無	
	3割	現役並み所得者	Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数回 140,100円> (※1)	57,600円 <4回目以降 44,400円> (※1)		460円 指定難病患者などは 260円の場合あり
Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上			167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数回 93,000円> (※1)	発行あり 申請が必要			
Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上			80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円> (※1)	発行あり 申請が必要			
1割	一般		18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <4回目以降 44,400円> (※1)	90日まで 210円 91日目から 160円 (※4)	発行なし 申請不要	
	区分	Ⅱ (※2)	8,000円			24,600円	発行あり 申請が必要
		Ⅰ (※3)				15,000円	

◎入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。

(※1) 過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は<>内の金額となります。

(※2) 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)。

(※3) 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の人(年金の所得控除額を80万円として計算)。

(※4) 過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

国民健康保険被保険者の皆さまへ

☎ ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証更新のお知らせ

被保険者証更新のお知らせ



↑ 限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、毎年8月に切り替えが必要です。更新の手続きが必要な人は、国民健康保険被保険者証・印かん・マイナンバーカード（通知カード）・運転免許証などの本人確認書類を持って、ほけん課または各支所で申請してください。※同世帯でない人が申請する場合は委任状が必要です。

国民健康保険被保険者が現在お持ちの保険証（桃色）の有効期限は、7月31日（金）までです。平成31年度までの国民健康保険税が全て納付されている世帯を対象に、7月中旬に簡易書留で新しい保険証を郵送しますので、8月1日（土）からは新しい保険証（ベージュ色）をお使いください。納付がお済みでない場合はお早めに納付ください。納期限までの納付が困難な人は、ほけん課および各支所で随時納税相談を受け付けておりますのでご相談ください。

国民年金保険料・納付猶予制度のご案内

☎ ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145



※新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な人の免除申請については、広報あそ6月号23ページをご覧ください。

経済的な理由により国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請すると保険料の納付が免除・納付猶予される制度があります。令和2年度の保険料の免除・納付猶予の申請を7月1日（水）から、ほけん課および各支所で受け付けます。また、保険料免除は、申請書を提出した日から2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができます。免除を希望する人は、早めのお手続きをお願いします。

各種免除・猶予制度の概要（令和2年度）

	免除申請	納付猶予	学生納付猶予	退職（失業）特例免除
対象	前年の所得金額が一定額以下の人	20歳以上 50歳未満	20歳以上の学生	申請する年度または前年度に退職（失業）した人
免除・猶予対象期間	R2.7月分～R3.6月分	R2.7月分～R3.6月分	R2.4月分～R3.3月分	失業日（退職日の翌日）を含む月の前月分から翌々年6月分まで
所得の審査対象	本人、配偶者、世帯主	本人、配偶者	本人	本人、配偶者、世帯主
申請に必要なもの	●年金手帳 ●マイナンバーが確認できるもの	●年金手帳 ●マイナンバーが確認できるもの	●学生証のコピーまたは在学証明書（原本） ●年金手帳 ●マイナンバーが確認できるもの	●雇用保険受給資格証または雇用保険被保険者離職票の写しなど ●年金手帳 ●マイナンバーが確認できるもの

※配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときの手続き等は年金事務所へご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に伴う臨時特例も改めて申請が必要です。

65 歳以上の皆さまへ

非課税世帯の介護保険料が軽減されます

☎ ほけん課 介護保険係 ☎ 22-3145

令和 2 年度 65 歳以上の段階別保険料率と保険料年額

所得段階全 9 段階のうち、1～3 段階の人には、公費負担で軽減措置がとられます。所得段階 4～9 段階の介護保険料額に変更はありません。

所得段階	対象者	変更前 (保険料率) 保険料年額	変更後 (保険料率) 保険料年額	軽減額
第 1 段階	世帯全員が市民税非課税で、 前年の合計所得金額※ + 課税年金収入額が 80 万円以下の人等	(0.375) 25,650 円	(0.3) 20,520 円	△ 5,130 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、 前年の合計所得金額※ + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	(0.625) 42,750 円	(0.5) 34,200 円	△ 8,550 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、 前年の合計所得金額※ + 課税年金収入額が 120 万円超の人	(0.725) 49,590 円	(0.7) 47,880 円	△ 1,710 円

※合計所得金額とは

介護保険では、地方税法上の合計所得(収入から必要経費などを控除した額)から、譲渡所得にかかる特別控除額を差し引いた金額になります。

●保険料の納め方

- ▷ 年金額が 18 万円以上の人は、年金からの天引きによる特別徴収になります。
- ▷ 年金額が 18 万円未満の人は、納付書払いによる普通徴収になります。

※ 18 万円以上の人でも、年度途中で 65 歳になったときや住所異動、年金が一時差し止めとなった場合など、普通徴収になる場合があります。

●納入通知書(介護保険料額決定通知書)

納入通知書には、保険料の算定根拠と支払方法・納期限が記載されています。

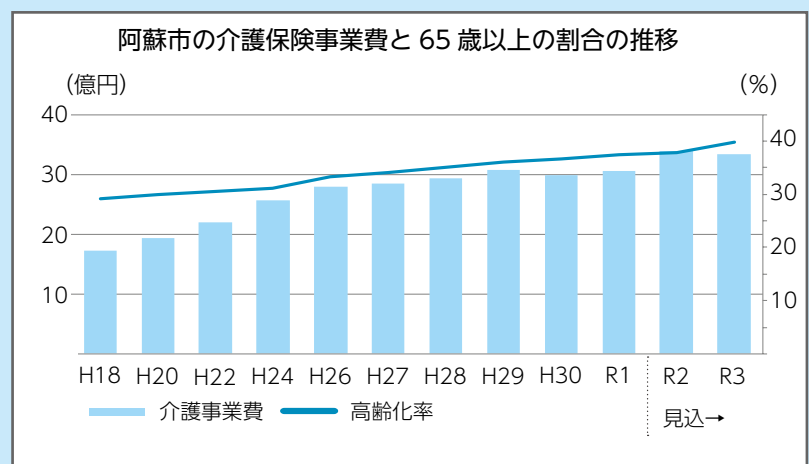
平成 31 年中の所得によって保険料が増減する人や、受給している年金額によって納付方法が変わる人がいますので、7 月下旬に発送する本通知でご確認ください。

介護保険の事業費は年々増加

阿蘇市では、65 歳以上の第 1 号被保険者の増加により、介護保険事業費が年々増加しています。

平成 18 年度の事業費は 17 億円でしたが、22 年度には 21 億円を超え、29 年度には約 30 億円になっており、今後も増加が見込まれます。

少子・高齢化が進行する中で「地区サロン」などを実施して、元気な高齢者を増やす介護予防の取り組みが重要となっています。



高校生通学支援事業を終了します

☎ 教育課 総務係 ☎ 22-3229

JR 豊肥本線代替バスを利用する阿蘇市内在住の高校生等の利便性向上を目的として、「やまびこ号」利用への助成と、スクールバスを活用した日曜日および祝日の早朝臨時便（宮地駅～肥後大津駅間）

を運行してきました。

8月8日(土)に JR 豊肥本線が全線で営業を再開することに伴い、本事業を下記のとおり終了します

やまびこ号利用助成

8月8日(土)の JR 豊肥本線全線営業再開に伴い、8月7日(金)で終了します。

8月7日(金)ご利用分までは助成の対象となります。この日までに利用した分の請求は、令和2年10月30日(金)までとします。請求もれないようご注意ください。

請求書の提出先は、教育課および各支所です。

- 助成終了期日 8月7日(金) ※当日有効
- 助成金請求期限 令和2年10月30日(金)

日曜・祝日臨時便

8月2日(日)の運行をもって終了します。

同日までに利用の場合は、従来どおり予約をしてください。



コミュニティ助成事業で地域活動備品を整備

地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としたコミュニティ助成事業により、「町区公民館」と「古城5の2区公民館」にイス、テーブル、エアコンなどが整備されました。

このコミュニティ助成事業は、(一財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施しているもので、今後の町区公民館、古城5の2区公民館を拠点とした地域の活性化がますます期待されます。

